

## 参加者公募に係る参加意思表明書の提出を求める公示

次のとおり参加意思表明書の提出を招請します。

平成24年3月1日

分任支出負担行為担当官  
近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所長 鈴木 徹

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 タクシー乗車票使用契約
- (2) 業務内容 本業務は、近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所（大阪市港区弁天1丁目）、堺泉北港（堺市堺区築港八幡町・匠町周辺、高石市南高砂周辺）、阪南港（岸和田市木材町周辺）を主拠点、近畿地方整備局（港湾空港部）（神戸市中央区海岸通29）を準拠点とし、安全且つ速やかな人員の運送を行うものである。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成25年3月29日まで

### 2. 公募に参加するために必要な資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」A、B、C又はD等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 近畿地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更正開始手続きの申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生開始手続きの申立てがなされている者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 公募に参加するために必要な応募要件

- (1) 大阪市域及び高石市、岸和田市を営業区域とする「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を受けている者、又はこれらの者で構成される協同組合等もしくはこれらの者との提携会社であること（福祉タクシーのみの許可は除く。）。
- (2) 料金後納チケットを発行できる者であること。
- (3) 事務取扱手数料が発注者にかからないこと。
- (4) 使用料金を請求する際には、使用済みタクシー乗車券（写しでも可）又は使用済みタクシー乗車券の番号ごとの明細書のどちらか一方を提出できること。
- (5) 15分以内に上記1.（2）の主拠点に配車が可能であること。

### 4. 手続等

- (1) 担当部局  
〒552-0011 大阪市港区弁天1丁目2番1-1500号（オーク1番街15階）  
近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所 品質管理課 契約審査係  
電話 06-6574-8561 FAX 06-6577-2265
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法  
平成24年3月1日から平成24年3月21日まで（1）に同じ場所で配布。
- (3) 参加意思表明書の提出期限、場所及び方法  
平成24年3月21日16時00分（1）に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）または託送（書留郵便と同等のものに限る。）すること。
- (4) ヒアリング実施の有無 有

### 5. 決定方法

上記提出期限内に参加意思表明書を提出した者のうち、上記2.に掲げる資格要件を有し、上記3.の応募要件を満たした全ての者と契約締結を行うものとする。

### 6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (3) 参加意思表明書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された参加意思表明書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 参加意思表明書に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効にする。
- (6) 決定した参加意思表明書については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 契約締結は、本件に係る平成24年度予算が成立し、予算示達が行なわれることを条件とする。
- (8) その他の詳細は説明書による。